



1 建災防技発第287号
令和元年11月14日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部長 殿

建設業労働災害防止協会
会長 錢高一善



建設業労働災害防止規程の変更認可について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業労働災害防止規程（以下、「規程」という）の変更については、令和元年5月30日に開催しました第57回総代会の承認を経て、同年7月25日付けで厚生労働大臣に変更認可申請し、同年11月5日付けで変更認可されました。変更認可された規程は、認可日から90日を経過した令和2年2月3日より適用されます。

つきましては、規程の第186条により、貴支部会員に対する規程の周知を図るとともに、発注者等に対し、規程についての理解を求めようお願いいたします。

なお、今般の規程の主な変更内容は次のとおりです。

第1 墜落による危険防止措置の充実

- 1 会員は、高さ5メートルを超える箇所、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には、作業者にフルハーネス型の安全帯を使用させるものとする。
- 2 会員は、作業者に足場等を設けさせる場合には、床材と建地との隙間は12センチメートル未満とすることを追加すること。
- 3 会員は、木造家屋等の低層住宅建築工事を行う場合であって、足場の設置が困難な屋根上作業を行う場合には、作業者に、平成27年度厚生労働省委託事業により作成された「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に従って当該工事を行わせるよう努めるものとする。

第2 地山の崩壊等による危険防止措置の充実

- 1 会員は、明かり掘削の作業を作業者にに行わせる場合には、土砂崩壊又は土石の落下により作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ土止め支保工を設け、防護網を張り、作業者の立入を禁止するとともに、地質の変化、異常な湧水等の状況の変化に応じて当該支保工を補強し、又は掘削面の高さを低くし、若しくは掘削面のこう配を緩くすることとすること。
- 2 会員は、浮石等の除去作業を作業者にに行わせる場合には、原則としてブレーカー等の建設機械を用いて行わせるものとする。

第3 車両系建設機械等による危険防止措置の充実

会員は、作業者に車両系建設機械及び高所作業車を用いた作業を行わせる場合には、当該作業者が資格又は技能を有する者であることを、免許証、技能講習修了証等により確認するものとする。

第4 危険有害物及び有害環境等による健康障害防止措置の充実

- 1 会員は、安全データシート（SDS）等により、作業場所で使用する引火物、爆発物、有機溶剤、特定化学物質等の危険性又は有害性等を確認してリスクアセスメントを行い、リスクレベルに応じた安全衛生対策を講じ、作業者に周知するものとする。
- 2 会員は、建築物等における石綿等の使用の有無の調査について、建築物石綿含有建材調査者等、一定の知見を有し、的確な判断ができる者に行わせるものとする。

第5 健康の保持増進対策等の充実

- 1 会員は、法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行うものとする。
- 2 会員は、建設現場において、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等の職場環境改善の取組を導入した、メンタルヘルス対策に努めるものとする。
- 3 会員は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に適切に対応するものとする。

第6 その他

- 1 この規程は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。